

徳島労働局発表
令和7年10月10日

【照会先】

徳島労働局労働基準部賃金室
室長 渡辺 孝行
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

「徳島県最低賃金」を時間額1,046円に改正決定

ー令和8年1月1日より効力発生ー

徳島労働局長（亀井 崇）は、9月17日に開催された徳島地方最低賃金審議会（会長 段野 聡子）からの最終答申を受けて、徳島県最低賃金を時間額1,046円に改正決定し、本日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、令和8年1月1日（木曜日）より効力が発生します。

徳島労働局では、改正された最低賃金額について周知するとともに、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策の周知を積極的に行うこととしています。

<徳島県最低賃金の改正答申の概要>

1	適用する地域	徳島県全域
2	適用する使用者	徳島県内で事業を営む使用者
3	適用する労働者	上記の使用者に雇用される労働者
4	最低賃金額	<u>時間額1,046円（現行 時間額980円）</u>
5	効力発生の日	<u>令和8年1月1日</u>

※改正答申の詳細は徳島労働局ホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_01918.html



<添付資料>

- 1 徳島県地域別最低賃金改正の推移
- 2 徳島県最低賃金リーフレット
- 3 賃金引上げ支援関係リーフレット